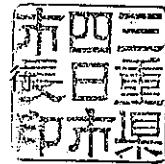


平成28年9月13日

三重県知事

鈴木英敬様

四日市市長 田中俊



四日市足見川メガソーラー事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見について(送付)

平成28年7月14日に四日市足見川メガソーラー合同会社より提出のあった、四日市足見川メガソーラー事業に係る環境影響評価方法書の意見書について、三重県環境影響評価条例第9条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を送付しました。

つきましては、同条例第9条第2項の規定に基づき、意見書の写しを送付します。

事務担当

四日市市環境部

環境保全課環境調整係

TEL 059-354-8188

FAX 059-354-4412

写

平成28年 9月13日

四日市足見川メガソーラー合同会社

代表社員 株式会社ジーヴァエナジー

職務執行者 金田直己様

四日市市長 田中俊



四日市足見川メガソーラー事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について

平成28年7月14日に提出のあった四日市足見川メガソーラー事業に係る環境影響評価方法書の意見書について、三重県環境影響評価条例第9条第1項の規定に基づく環境の保全の見地から意見を述べる。

四日市足見川メガソーラー事業は、四日市足見川メガソーラー合同会社が、太陽光発電による電気事業を実施することを目的として、四日市市山田町、波木町及び小林町地内の94.67haを事業実施区域とし、そのうち74.21haを改変し、約50MWの太陽光発電設備を設置する事業である。

太陽光発電は、地球温暖化の原因とされている二酸化炭素やその他の大気汚染物質を排出しないクリーンで安全な再生可能エネルギーの一つである一方で、今回の事業を実施することにより、四日市市の森林面積が減少し、貴重な動植物の生息環境が失われる事が予測される。しかし、事業実施区域内に残された森林において樹種の選定や適正な管理を実施することで森林の質を向上させ、水辺環境に依存する貴重な動植物を保全することは可能である。その保全措置等を検討する際には、地元研究者や学識経験者に相談した上で、生物が持続的に生存できる環境とし、可能な限り多くの自然環境を保全することを求める。また、事業の実施にあたっては、住民の防災面や景観面等の不安を払拭するため、事前に説明会等を実施し、適切な情報の提供に努めるとともに、特に周辺住民に対しては、具体的かつ丁寧に説明を行い、事業に関する苦情が寄せられた場合は誠意を持って速やかに対応することを求める。

当事業が、大規模メガソーラー事業において、特に自然環境に配慮した事業となることを強く要望する。

したがって、事業者は、環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の点を踏まえ、適切な対応をとることを求める。

(個別的事項)

1 大気質

工事の際は、環境負荷の少ない車両等を利用するとともに、工事車両や重機の稼働による影響を十分に考慮すること。また、当該事業実施区域周辺の夏季及び冬季の主風向を考慮し、大気環境への影響評価をシミュレーションにより実施すること。

2 騒音、振動、低周波音

- (1) 低騒音、低振動型の車両等を使用するとともに、工事車両や重機による騒音、振動、低周波音の影響を予測すること。
- (2) パワーコンディショナー等の配置については、電磁波及び低周波音による近隣住民への影響を考慮すること。
- (3) 事業実施区域内で伐採した木をチップ化するなど破碎機等を使用する場合は、騒音の影響を予測するとともに、破碎の具体的な方法を併せて記載すること。

3 水質、水底の底質、地下水の水質及び水位、地形・地質、地盤、土壤

- (1) 土地の造成により、事業実施区域の地下水や表流水の流れが変化することを想定し、その予測評価を実施するとともに、周辺地域への影響を検討し、その対策を講じること。
- (2) 土地の造成に当たっては、地盤改良材の使用を極力控え、土壤の搬出はしないこと。また、搬入される土壤に関して、汚染されていないことを調査した上で、搬入し、その量は最小限にするよう努めること。
- (3) 工事の実施により、足見川の濁度等を含む水質及び流量に与える影響を調査し、周辺地域への影響を検討すること。
- (4) 地下水について、井戸の調査地点数に限りがある場合、ボーリング調査等の必要性についても検討し、調査地点数を増やすとともに、より広範囲で調査すること。
- (5) 水質調査地点を事業実施区域より上流部の足見川流域にも設定し、事業実施によって水質に与える影響を比較検討できるよう調査を実施すること。

4 陸生動物

- (1) 獣害の影響が懸念されるイノシシ、サル及びシカについて、分布情報を調査し、関係機関と連携して移動経路を把握した上で、森林及びパネル・フェンス等の配置を地元研究者や学識経験者と検討して具体的に示すこと。
- (2) 爬虫類や両生類の卵塊調査を実施するよう検討すること。
- (3) ヒメボタル、ミゾゴイ、アオバズク等について、初めから生息していないと決めてしまうと調査対象から漏れてしまうので、地域の人及び地域をよく知る専門家に聞き取り調査を行い、対象に加えるべきか否かを確認すること。
- (4) 野鳥の営巣時期の工事には十分に配慮すること。

(5) サシバ、オオタカ等の希少猛禽類の営巣や繁殖活動が事業実施区域内及びその周辺で確認されているとの情報が寄せられていることから、事業の実施による生息環境への影響を抑制するため、営巣地近傍の保全措置を講じること。

5 陸生植物

- (1) 竹林等はできる限り伐採し、植生の遷移を考慮し、タブ、カシ、シイなどの常緑樹を維持するように検討すること。
- (2) パネル設置後の地表は裸地のままのことであるが、在来種による緑化を行うこと。
- (3) 植栽については、地元研究者や学識経験者と相談の上で、植生の遷移に合わせた森林管理計画を策定すること。
- (4) 除草剤等の薬品は使用しないこと。

6 水生生物

- (1) 水生生物の調査地点について、ため池だけでなく、その下流側や周辺の湿地においても調査地点を設けるよう検討すること。
- (2) 足見川流域の調査地点について、川の瀬と淵を含んだ調査を実施すること。

7 生態系

- (1) 調査区域における特定外来生物の把握に努め、発見された場合は、直ちに駆除すること。
- (2) 要注意外来生物が確認された場合は、できる限り駆除等の対策を講じること。
- (3) 事業実施区域における生き物の往来を考慮して、残置森林の帶の配置を工夫することや、生態系を保持するため、残置森林内の竹林を除去すること等を検討し、森林管理計画に基づいて森林の質を向上させるよう努めること。
- (4) 確認された生物の生息環境を保全することを含めて、その環境を長期にわたってモニタリングできる管理体制を構築すること。

8 景観

- (1) 現在の事業計画では、事業実施区域との境界に森林等が設けられていない箇所があることから、植栽等を行うことにより、近隣住民にとって圧迫感のない景観となるよう森林の配置を計画すること。
- (2) フォトモンタージュで景観予想をする場合、太陽光パネルだけでなく、調整池、法面、電力調整器（パワーコンディショナー）、昇圧変電設備及び送電設備なども含めて予想すること。

9 廃棄物

- (1) 伐採により発生した木の有効利用について検討すること。

(2) 工事の際に発生した残土・石等については適正に処理すること。

10 温室効果ガス等

当該事業におけるCO₂排出量について、森林の伐採による影響を加味し、定量的に検討すること。

11 その他

- (1) パネルからの熱・光・温度を実測及びシミュレーションし、周辺地域への影響を調査すること。
- (2) レッドデータブックに掲載されている植物等が発見された場合は、保全するよう適切な対応をとること。
- (3) 調整池及び沈砂池が生き物の生息空間にもなるよう工夫すること。
- (4) 調整池は、三重県の基準に従って設計を行ったとのことであるが、その基準を明確にすること。その上で、調整池及び造成工事中の仮設の沈砂池が、どれだけの降水量（1時間当たりの降水量及び総雨量）に耐えられるのかを明記し、根拠を明確にすること。また、災害の可能性が高まった際には、住民に自主的な防災対策をとっていただくため、ハザードマップなどを用い、分かりやすく説明すること。
- (5) 工事の実施により事業実施区域から土砂や水が流出した際には、周辺地域の用水路等への堆積や流出水による被害がないよう注視すること。
- (6) 地元住民と工事経過、事業に伴う事故発生の報告及びその責任の所在、住民への連絡体制、供用後の維持管理体制等について協議を密に行い、事業を計画し、実施すること。